

家族経営協定書（例）

（夫婦及び後継者夫婦の4者による場合）

第1条 目的

この協定は、岡山太郎(夫)、花子(妻)、一郎(後継者)及び晴子(後継者の妻)が、相互に責任ある経営への参画を通じて、効率的かつ安定的な農業経営を確立するとともに、健康で明るい家庭の実現を目的とする。

第2条 意志決定の参画

営農方針・計画の樹立、資金の借入、新規部門の導入、経営転換の実施等、家族経営の重要な意志決定にあたっては、太郎、花子、一郎及び晴子は、必ず参加して、十分な話し合いを行った上で決めることとする。

第3条 経営の役割分担の実施

各自の役割分担は、以下のとおりとする。

太郎の役割～ A部門の〇〇に係わること

花子の役割～ A部門の△△に係わること

一郎の役割～ B部門の□□に係わること及び簿記の記帳

晴子の役割～ B部門の◎◎に係わること

第4条 収益分配の実施

農業経営から生じた収益について、下記の額を毎月〇〇日に太郎、花子、一郎、晴子の個人名義の口座へ振り込むものとする。

太郎 〇〇万円 花子 △△万円 一郎 □□万円 晴子 ◎◎万円

また、収益が予想を上回った場合には、賞与として、家族で話し合いの上定めた額を臨時に振り込むことができるものとする。

なお、分配額については、毎年1回見直しを行うものとする。

第5条 就業条件の整備

1日の労働時間は、原則として8時間、休日は、原則として月4回とするが、農作業の繁閑により話し合って変更できるものとする。

正月や盆等の休暇については、家族で話し合いの上、決めるものとする。

第6条 研修

農業経営・生活経営に関する研修には積極的に参加し、家族もこれに協力する。

第7条 経営移譲

経営移譲の時期等については、各人の意向を踏まえながら、話し合った上で決めるものとする。

第8条 生活面での役割分担

家事・育児に関しては、特定の者に負担がかからないよう協力し合う。

第9条 家族行事

年1回はリフレッシュのため、家族旅行を行う。

第10条 その他

この協定書に定めることのほか、必要な事項は、家族で話し合いの上で決める。
また、協定は毎年見直しを行う。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

住所 岡山県 △△市

岡山 太郎（経営主） 印

岡山 花子（妻） 印

岡山 一郎（後継者） 印

岡山 晴子（後継者の妻） 印

立会人 印